

“受動喫煙”をなくすために

受動喫煙とは…

本人が喫煙しなくてもタバコから立ち上る煙や身の周りのタバコの煙を吸わされてしまうことです

問題点は…

喫煙者以外の方が、その人の意思に関わりなく、たばこの煙を吸わされ、不快を感じたり病気の原因となることです



WHO “たばこ規制枠組み条約”

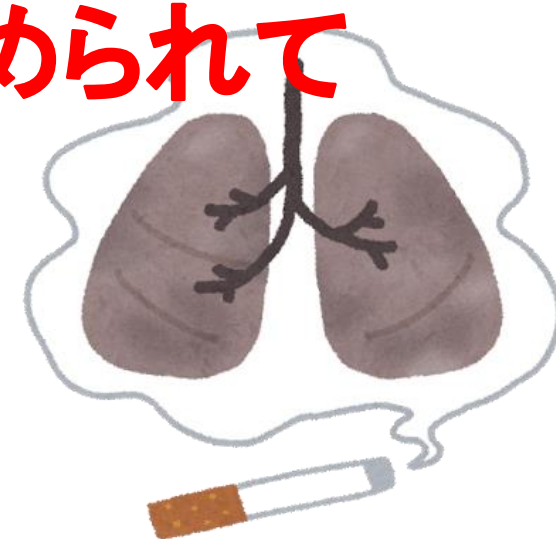
「たばこの煙にさらされることからの保護」ガイドライン

屋内の職場・公共の場はすべて禁煙

“健康増進法” で受動喫煙の防止

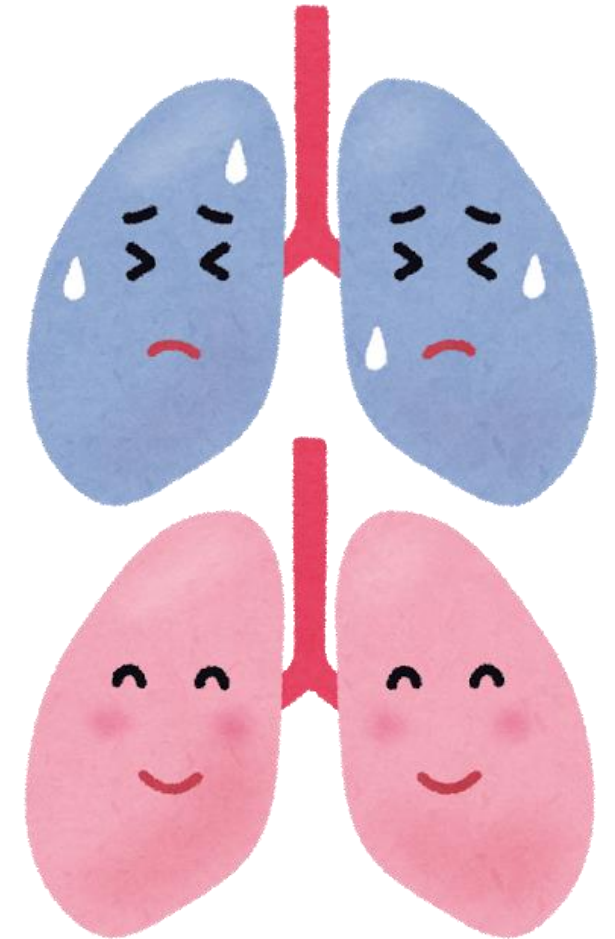
日本では、**受動喫煙の防止が定められています（努力義務）**

学校や病院、劇場、デパート、官公庁施設、飲
レストランなど多くの人を利用する施設



職場の「受動喫煙防止対策」が 事業者の努力義務となりました

- 平成27年6月1日から労働安全衛生法が**改正**になりました。
- 事業所および事業場の**実情に応じた適切な措置**をとるようお願いします。
- 妊娠中の方、呼吸器・循環器疾患のある方、未成年者には**格別の配慮が必要**です。
- 厚生労働省の**支援**が受けられます。



“受動喫煙”のない環境を

受動喫煙防止のための取り組みが行われており、「分煙」の取り組みは進んでいます。

しかし、完全な禁煙にはまだまだ。



すべての人を受動喫煙から守るためには、多くの人が利用する公共の場などは、完全に禁煙にする必要があると言われています。

*** 目標は完全な禁煙 ***